

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
1 介護・訓練支援用具	1	特殊寝台	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害にかかる者に限る)の程度が2級以上であると記載されている者。ただし、床からの立ち上がり及び起き上がりに介助を要する者に限る。原則として学齢児以上の者(児)。			寝たきりの状態にある者。	200,000	背上げ、高さを個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	2	特殊マット(A)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害にかかる者に限る)の程度が1級であると記載され常時介護を要する者。原則として3歳以上の者(児)。	療育手帳の交付を受けた者(児)で、障害の程度が重度または最重度であるもの。原則として3歳以上の者(児)。		寝たきりの状態にある者。	19,600	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	3	特殊マット(B)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害にかかる者に限る)の程度が1級であると記載され体位変換が困難であり常時介護を要する者。ただし、医師の意見書等により特殊マット(B)の必要性が認められる者に限る。原則として3歳以上の者(児)。			寝たきりの状態にある者。	60,000	送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。	6年
	4	特殊尿器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が1級であると記載され常時介護を要する者。ただし、トイレまでの移動及び便器への移乗が困難な者で当該用具に抛らなければ排尿が出来ない者に限る。原則として学齢児以上の者(児)。			自力で排尿できない者。	67,000	尿が自動的に吸引されるもの。	5年
	5	入浴担架	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が2級以上であると記載されている者。ただし、入浴に介助を要し端座位保持困難等により当該用具に抛らなければ入浴出来ない者に限る。原則として3歳以上の者(児)。				100,000	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置等により入浴させるもので、浴槽を含まない。	5年
	6	体位変換器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が2級以上であると記載されている者。ただし、下着等の交換、褥創の予防または臥床時の良肢位保持等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。原則として学齢児以上の者(児)。			寝たきりの状態にある者。	15,000	体位を容易に変換できる機能を有するもの。	5年
	7	移動用リフト	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が2級以上であると記載されている者。ただし、寝台車椅子間等の移乗、階段の昇降等に当たって家族等他人の介助を要する者。原則として3歳以上の者(児)。			下肢または体幹機能に障がいのある者。	200,000	室内、階段等において介助者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	4年

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
1 介護・訓練支援用具	8	訓練いす(児のみ)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が2級以上であると記載されている者。原則として3歳児以上の児童。				33,100	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	9	訓練用ベッド	在宅				下肢または体幹機能に障がいのある者。	159,200	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
	10	浴槽	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害にかかる者に限る)の程度が2級以上であると記載されている者。ただし、自宅に浴槽が無い又は既存の浴槽での入浴が困難な者に限る。原則として学齢児以上の者(児)。				58,300	実用水量150ℓ以上のももの。	8年
2 自立生活支援用具	1	入浴補助用具	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)が記載され入浴にあたって介助を要するもの。原則として3歳以上の者(児)。			入浴に介助を必要とする者。	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	2	便器(①差し込み便器)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が2級以上の者。ただし、トイレまでの移動等が困難な者で当該用具に拠らなければ排泄が困難なものに限る。原則として学齢児以上の者(児)。			常時介護を要する者。	2,000	臥床状態にて臀部下に差し込んで使用する便器。	8年
	3	便器(②和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が2級以上の者。ただし、既存の和式便器では排泄に伴う立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者で、借家で家主の許可が得られない等住宅改修が困難なものに限る。原則として学齢児以上の者(児)。			常時介護を要する者。	8,000	既存の和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	4	便器(③洋式便器の上に置いて高さを補うもの)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の程度が2級以上であると記載されている者。ただし、既存の便座高では便器からの立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者に限る。原則として学齢児以上の者(児)。			常時介護を要する者。	8,000	既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
2 自立生活支援用具	5	便器（④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器）	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（下肢または体幹機能障害に限る）の程度が2級以上のもの。ただし、トイレまでの移動が困難で当該用具に拠らなければ排泄が困難な者に限る。原則として学齢児以上の者（児）。			常時介護を要する者。	15,000	便座、パケツ等からなり、移動可能である便器。	8年
	6	T字状・棒状の杖	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能障害、下肢または体幹機能障害、内部障害に限る）と記載されている者。ただし、比較的障害の程度が軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者に限る。			下肢が不自由な者。	3,000	T字状・棒状の杖。	3年
	7	移動・移乗支援用具	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害に限る）と記載されている者。ただし、家庭内移動等において介助を要する者に限る。原則として3歳以上の者（児）。			下肢が不自由な者。	60,000	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア 障がい者等の身体状況を踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	8	頭部保護帽(A)	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、当該手帳に身体上の障害（下肢または体幹機能障害に限る）の記載があるもので、転倒等により頭部を強打するおそれのあるものに限る。	療育手帳の交付を受けた者（児）で、てんかんの発作等による転倒や自傷行為により頭部を強打するおそれのあるものに限る。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、又は自立支援医療（精神通院医療）を受給している者で、てんかんの発作等による転倒や自傷行為により頭部を強打するおそれのあるものに限る。		12,160	ヘルメット型で転倒等による衝撃から頭部を保護できるもの。ただし、スポンジ、革を主材料に作製されたもの。	3年
	9	頭部保護帽(B)	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、当該手帳に身体上の障害（下肢または体幹機能障害に限る）の記載があるもので、転倒等により頭部を強打するおそれのあるものに限る。	療育手帳の交付を受けた者（児）で、てんかんの発作等による転倒や自傷行為により頭部を強打するおそれのあるものに限る。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、又は自立支援医療（精神通院医療）を受給している者で、てんかんの発作等による転倒や自傷行為により頭部を強打するおそれのあるものに限る。		36,750	ヘルメット型で転倒等による衝撃から頭部を保護できるもの。ただし、スポンジ、革、プラスチックを主材料に作製されたもの。	3年
	10	特殊便器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（上肢機能障害に限る）の程度が2級以上である者。ただし、陰部の清拭等排便後の処理が困難な者に限る。原則として学齢児以上の者（児）。	療育手帳の交付を受けた者（児）で、障害の程度が重度または最重度であるもの。ただし訓練を行っても陰部の清拭等排便後の処理が困難な者に限る。原則として学齢児以上の者（児）。		上肢機能に障がいのある者。	①75,000 ②151,200	①については温水・温風を出し得るものとし、②については足踏みペダルにて温水・温風を出し得るものとする。ただし、設置・取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

【改正後 別記】別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
2 自立生活支援用具	11	火災警報器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、障害の種別に関らず火災発生の感知・避難が著しく困難な者。聴覚障害者用火災警報器については、身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(聴覚障害に限る)の程度が2級以上の者。	療育手帳の交付を受けた者(児)であって、火災発生の感知・避難が著しく困難なもの。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)であって、火災発生の感知・非難が著しく困難なもの。		5,000 ※聴覚障害者用については15,500(1個につき)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。聴覚障害者用火災警報器については、室内の火災を煙又は熱により感知し、受信機等により音、光、振動又は文字で火災発生を知らせ得るもの。	8年
	12	自動消火器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、障害の種別に関らず火災発生の感知・避難が著しく困難な者。	療育手帳の交付を受けた者(児)であって、火災発生の感知・避難が著しく困難なもの。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)であって、火災発生の感知・非難が著しく困難なもの。	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	28,700	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。又は揺れや振動を感知し、自動的に火元を止め、防火し得るもの。	8年
	13	電磁調理器(者のみ)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上である者。原則として18歳以上の者。	療育手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの。原則として18歳以上の者。			41,000	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	14	歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上の者。原則として学齢児以上の者(児)。				7,000	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
	15	聴覚障害者用屋内信号装置(者のみ)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害(聴覚障害に限る)の程度が2級以上の者。				87,400	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
	16	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	在宅				人工呼吸器の装着が必要な者。	157,500	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
3 在宅療養等支援用具	1	透析液加温器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(腎臓機能障害に限る)の記載がある者。原則として3歳以上の者(児)。				51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
	2	ネブライザー(吸入器)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上の者。または身体障害者手帳の交付を受けた者であって、医師の意見書等により自己排痰困難で痰粘性を軽減し痰の喀出を容易にする、霧状にした治療薬剤等の吸入などを目的に当該用具を必要と認められる者に限る。(一過性のものでなく回復の見込みがない者)。			呼吸器機能に障害のある者。	36,000	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年

【改正後 別記】別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
3 在宅療養等支援用具	3	電気式たん吸引器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上の者。または身体障害者手帳の交付を受けた者であって、医師の意見書等により自己排痰困難であり当該用具に依らなければ痰の喀出が困難であると認められる者に限る。(一過性のものではなく回復の見込みがない者)。			呼吸器機能に障害のある者。	56,400	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	4	酸素ボンベ運搬車(者のみ)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって在宅酸素療法者				17,000	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
	5	視覚障害者用体温計	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上の者。原則として学齢児以上の者(児)。				9,000	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	6	視覚障害者用体重計(者のみ)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上の者。				18,000	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	7	視覚障害者用血圧計	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上の者。ただし、40歳未満の者については医師の意見書により血圧計の必要性が認められる者に限る。				18,400	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	8	発電機・蓄電池	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、在宅で医療的ケアを受ける方のうち、医師の意見書により常時人工呼吸器の装着が必要であると確認できる者。ただし、本事業以外で既に蓄電池及び発電機の給付を受けている者を除く。			在宅で医療的ケアを受ける方のうち、医師の意見書により常時人工呼吸器の装着が必要であると確認できる方。ただし、本事業以外で既に蓄電池及び発電機の給付を受けている者を除く。	発電機 170,000 蓄電池 100,000	非常時に外部バッテリーの充電を行うために使用するもの。	発電機 10年 蓄電池 5年
4 情報意思疎通支援用具	1	携帯用会話補助装置	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(音声機能若しくは言語機能障害者または肢体不自由者に限る)の掲載があるもので発声発語に著しい障害を有し当該用具に依らなければ会話困難な者。原則として学齢児以上の者(児)。				98,800	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの。	5年
	2	情報通信支援用具	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(上肢機能障害または視覚障害に限る)の程度が2級以上の者。				100,000	障がい者が情報機器(パーソナルコンピューター、スマートフォン)を使用するにあたり、障がいがあるゆえに必要なとなる周辺機器やソフト等。障がい者が容易に使用し得るもの。	5年

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
4 情報意思疎通支援用具	3	点字ディスプレイ	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害及び聴覚障害の重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）または視覚障害1級以上で、点字を習得しており、就学、就労に必要と認められる者。				383,500	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
	4	点字器	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の記載のある者。				10,400	障がい者が容易に使用し得るもの。	7年
	5	点字タイプライター	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の程度が2級以上の者。				63,100	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	6	視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の程度が2級以上である者。原則として学齢児以上の者（児）。				85,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	7	視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の程度が2級以上であるもの。原則として学齢児以上の者（児）。				35,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	8	視覚障害者用活字文書読上げ装置（※ただし、テルミー、スピーチオ等のコード読取型の耐用年数は6年とする。）	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の程度が2級以上である者。原則として学齢児以上の者（児）。				198,000	文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	8年
	9	視覚障害者用拡大読書器	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の掲載がある者。ただし、本装置により文字等を読むことが可能となる者に限る。原則として学齢児以上の者（児）。				226,000	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年
	10	視覚障害者用時計（者のみ）	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る）の程度が2級以上の者。				13,300	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	11	聴覚障害者用通信装置	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、当該手帳に身体上の障害（聴覚障害または音声言語機能障害に限る）の記載がある者。ただし、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者に限る。原則として学齢児以上の者（児）。				ファックス 30,000 それ以外 71,000	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器（複写機やプリンター等の複合型を除く）。	5年

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
4 情報意思疎通支援用具	12	聴覚障害者用情報受信装置	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(聴覚障害者に限る)の掲載がある者。ただし、本装置によりテレビの視聴が可能となる者に限る。				88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの。	6年
	13	人工喉頭(笛式)	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(音声言語機能障害に限る。)の記載がある者で喉頭を摘出した者。				5,000	代用音声の用具で、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年
	14	人工喉頭(電動式)	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(音声言語機能障害に限る。)の記載がある者で喉頭を摘出した者。				70,100	代用音声の用具で、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年
	15	点字図書	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害者に限る)の記載がある者。				-	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。	-
	16	物品識別装置	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上である者。原則として学齢児以上の者(児)。				34,000	触覚だけでは識別できない物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	17	地デジ対応ラジオ	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上である者。原則として学齢児以上の者(児)。				8,980	AM/FMラジオ、地デジ放送、緊急警報放送を受信することができるもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
5 排泄管理支援用具	1	ストーマ装具(消化器系)	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(直腸機能障害に限る)の記載がある者。ただし、ストーマ(人工肛門)造設者、または治癒困難な腸瘻を有するものに限る。				9,560	身体に装着して排泄物を溜める用具で、手材料はラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、低刺激性の粘着剤を使用する密閉型または下部開放型の収納袋。	1ヶ月
	2	ストーマ装具(尿路系)	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(膀胱機能障害に限る)の記載がある者。ただし、ストーマ(人工膀胱)造設者に限る。				12,200	身体に装着して排泄物を溜める用具で、手材料はラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、低刺激性の粘着剤を使用する密閉型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの。	1ヶ月
	3	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(直腸機能障害または膀胱機能障害に限る)の記載がある者で、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することが出来ない者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。原則として3歳以上の者(児)。				12,000	紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具。	1ヶ月
			在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(直腸機能障害または膀胱機能障害に限る)の記載がある者で、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿(排便)機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。原則として3歳以上の者(児)。						
			在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(脳原性運動機能障害に限る)の記載がある者で、判定書により排尿(排便)の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする者と認められる者。原則として3歳以上の者(児)。						
			在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(二分脊椎が原因となった障害名)の記載がある者で、判定書により排尿(排便)の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする者と認められる者。原則として3歳以上の者(児)。						

【改正後 別記】 別表（第2条、第3条関係）

種 目			在宅・施設	給付対象者				上限額(円)	性 能	耐用年数
				身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者等	難病患者等			
5 排泄管理支援用具		紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	在宅		療育手帳の交付を受けた者(児)であって、障害の程度が重度又は最重度(A1・A2)である者。判定書により排尿(排便)の意思表示が困難で常時紙おむつ等の用具類を必要とする者と認められる者。原則として3歳以上の者(児)。			5,000	紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具。	1ヶ月
	4	収尿器	在宅・施設	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害に限る)の記載がある者。ただし、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)のため収尿器を必要とする者に限る。				3,900	収尿のための用具で、採尿器とストーマ装具(尿路系)で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	1ヶ月
6 住宅改修	1	居宅生活動作補助用具	在宅	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、当該手帳に身体上の障害(体幹機能障害または下肢機能障害、脳原性移動機能障害に限る)の記載がある者で障害の程度が4級以上の者。原則として学齢児以上の者(児)。ただし、対象者が次のいずれかに該当するときは、支給を行わないものとする。 1 住宅改修において、申請前に着手または完了している工事。 2 住宅改修において、居住している住宅が借家等である場合に、家主等の承諾が得られないとき。			下肢または体幹機能に障害のある者。	200,000	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は次に掲げる購入費及び改修工事費とする。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修(昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事、アパート、マンション等の共用部分における工事は除く。)	1回限り